

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（451））
2. 日時：平成29年10月24日 10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与、土野技術参与、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理（他10名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の新規制基準適合性審査に係る工事計画等の説明スケジュールについて、これまでのヒアリングを踏まえ、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 基準地震動が概ね妥当とされた昨年11月からかなりの時間が経過しているにもかかわらず、来年3月まで耐震計算書・強度計算書が提出出来ないとしている理由を提示すること。
 - 先行プラントでは、申請者に新規制基準の工認審査の対応経験があっても、工事計画認可申請書の第一回補正から処分まで相当程度の審査期間を要している事を踏まえたスケジュールとなっているか精査すること。また、その際、審査の過程で新たな検討・解析等が必要になった場合の対応も併せて考慮すること。
 - 全体工程表の資料と項目別の補正提出時期の資料の間において、一部項目に補正時期の差があることから、事実関係を整理した上で修正すること。
 - 全体工程表における内部火災、内部溢水の資料提出時期は、説明資料が別のため、分けて提示すること。
 - 前回も指摘しているが、第一回補正書への反映が間に合わない内容については、その理由を項目毎に整理して提示すること。
 - 強度計算書、耐震計算書に係る補足説明資料について、補足説明資料のみ後日提出となると手戻りの可能性があることから、計算書と補足資料を同時に提出すること。
 - 前回も指摘しているが、地震観測記録を踏まえた耐震評価については、使用

済燃料乾式貯蔵建屋だけでなく、原子炉建屋についても提示すること。

- 機器配管の耐震設計に係る評価対象機器・部位の代表性・網羅性に係る補足説明資料は、早期に説明できるよう準備すること。
- 非常用炉心冷却設備（ECCS）の有効吸込水頭に関する説明書について、ECCSに係る大型ストレーナは過去に対策済のはずであり、設計反映後に提出するとしている理由を提示すること。
- 前回もあったが、指摘に対して担当者不在で回答できない、持ち帰り確認するという事があると審査が進まない。ヒアリングには資料や説明内容を十分整理し、体制を整えた上で臨むこと。
- 竜巻による事業所外からの飛来物の衝突評価に係る防護設計については、防護対策の設計方針、方法、計算書等を、それぞれの添付書類で説明するか全体像を整理し提示すること。
- 耐震・強度計算書に抜けや漏れがあるとスケジュール全体の遅延に繋がる事を認識した上で、詳細設計として必要な全ての計算書が漏れなく準備されている事を確認すること。
- 鋼製防護壁等、設置変更許可に係る審査会合にて論点となった構造物や、今後論点となる可能性のある構造物の耐震計算書・強度計算書については、提出時期を明示すること。
- 可搬型設備の耐震性について、先行プラントと異なる試験や解析等を行う場合は論点になる可能性もあることから、全体工程表で試験結果等を示せる時期も含め提示すること。
- 工認審査への対応について、社としてどのような体制で審査に臨むのか、説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画認可補正方針について（案）
- ・ 東海第二発電所 工事計画認可補正申請書構成（案）